

自動販売機設置仕様書

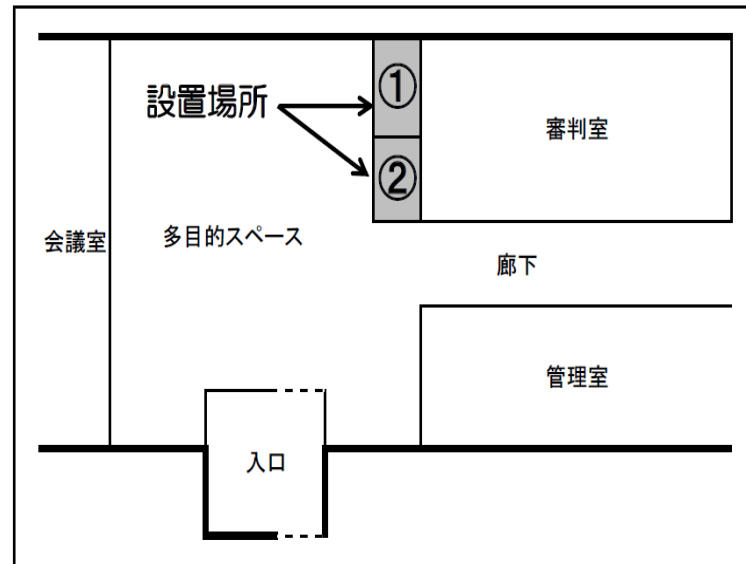
《注意事項》

- 1 設置する自動販売機は、物件番号ごとに1台とします。
- 2 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じることもあるので、応募前に設置場所の確認を行ってください。
確認に行く際には事前に担当課に連絡をし、日取りを決めて確認に行かれますようお願いします
- 3 設置にあたっては、施設管理担当課と調整を行ってください。
- 4 売上実績は、現設置事業者の申告によるものです。

番号	施設概要					使用可能範囲面積 (幅×奥行)m未満 ※使用済容器の回収ボックス (ゴミ箱)の面積も含む	電源の有無	容器・販売品目・販売金額	現在の販売価格	現行年額貸付料	売上実績(年間)	指定緊急避難場所
	施設名称	設置場所	所在地	休館日	開館時間							
1	かりがねサッカー場 ①	管理棟	松本市惣社 325	通年 (12月29日～翌年 1月3日は休場)	午前6時 ～ 午後9時	幅 奥行 2.90 × 1.40 = 4.06 ㎡以内	有	(容器) 缶またはペットボトル等の密閉容器	ペットボトル 160円以下 缶飲料 150円以下	530,010円	773,320円 5,615 本	-
2	かりがねサッカー場 ②	管理棟				幅 奥行 2.90 × 1.40 = 4.06 ㎡以内		(販売品目) スポーツ飲料を含めること。 冬を温飲料を1/3以上を含めること。	ペットボトル 160円以下 缶飲料 150円以下			

※自動販売機に係る電気料の支払いは、指定管理者の指定した口座に振り込んでください。(振込手数料は設置業者負担)

【施設内設置場所】



【施設位置図】

